

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 12 号

◎身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 3 月 18 日）
身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号）の一部
を次のように改正し、令和 5 年 3 月 18 日から施行する。

令和 5 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 7 条第 1 項の次に次を加える。

- 2 旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）第 66 条の規定により鉄道駅バリアフリー料金を旅客運賃とあわせ収受した場合にあつては、その合計額に対して前項の割引率を適用する。